

第2号様式(1)-③

(単体発注・事後審査型)

伊是名村役場 農林水産課 一般競争入札公告第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

令和8年9月7日

伊是名村長 奥間 守

1 工事概要

(1)	工 事 名	千原北地区（85号）農道整備工事（R8-2）	
(2)	工 事 場 所	伊是名村字内花地内	
(3)	工 種	土木一式工事	
(4)	工 事 内 容	85号農道L=660m (別冊図面及び別冊仕様書のとおり。)	
(5)	工 期	契約締結日の翌日から令和9年3月19日	
(6)	発 注 形 態	単体発注	
(7)	資 格 審 査 方 法	事後審査型	
(8)	そ の 他 適 用 の あ る 法 令 、 制 度 等 （本案件は、右表のうち、 ○印を付した制度等の 適用がある。）	☐ リサイクル法	※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
		☐ 最低制限価格制度	※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。
		☐ 議会議決	※本工事に係る契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるため、議決を経て通知したときに本契約となる。
		☐ 準備手続き (予算成立前)	※本手続きは、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
		☐ 準備手続き (交付決定前)	※本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。従って、交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
		☐ 準備手続き (繰越承認前)	※本手続きは、国庫支出金に係る予算の繰越承認を前提とした事前準備手続きであり、繰越承認後に効力を生じる事業である。従って、本工事に係る予算の繰越承認が承認されない場合は、入札を延期又は中止する。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越（翌債）手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
		☐ 債務負担行為工事	※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。
		☐ 週休2日試行工事	※本工事は、週休2日の取組を推進するための試行工事である。 詳細は、特記仕様書参照のこと。
(9)	適 用 す る 労 務 単 価	令和8年7月労務単価	※本工事の予定価格は、左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。
(10)	本工事に係る設計業務等の受託者	株式会社 沖橋エンジニアリング	

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	業 種	土木工事業	(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に <u>沖縄県</u> の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法に定める(4)の許可を受けた者であること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
(2)	等 級	A等級又はB等級	
(3)	建設工事入札参加資格者名簿登録年度	令和7・8年度	
(4)	許可区分	建設業	
(5)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。		
(6)	建設業法(昭和24年号外法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。		
(7)	入札日から落札決定日までの期間に、 <u>沖縄県及び村</u> の指名停止措置を受けていないこと。		

(8)	原則として、上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 なお、「当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。 ア 当該構成員の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該構成員の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者					
(9)	他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。) なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県農林水産部競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (ア) 親会社と子会社の関係にある場合 (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 イ 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合					
(10)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県農林水産部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。					
(11)	施工実績	対象期間	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績 (2件) を有すること。		
対象工事		土木一式工事				
備考		○沖縄県農林水産部の発注した工事に係る実績である場合は、沖縄県農林水産部工事成績評定要領に基づき評定した工事成績評定点が65点以上であること。 ○共同企業体の取扱い、以下のとおりとする。 ア 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)又は経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。 イ 経常JVとして参加する場合は、経常JVでの施工実績を対象とする。経常JVでの施工実績が無い場合は、代表者の施工実績を対象とする。				
(12)	配置予定技術者	資格区分	1級若しくは2級土木施工管理技士 又はこれと同等以上の資格を有する者	左記の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任(専任を要しない期間を除く。)で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に専任で配置できること。		
備考		ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の(ア)から(ウ)のいずれかを満たす者をいう。 (ア) 1級若しくは2級建設機械施工管理技士 の資格を有する者 (イ) 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。)の資格を有する者 (ウ) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 ウ 配置予定技術者にあつては、入札日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 エ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。				
(13)	その他の条件 右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。	○	地域要件	(ア) A及びB等級：沖縄本島内 (イ) 主たる営業所	左記の(ア)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(イ)に示す事業所が存在すること。	
			作業船	本工事に使用を予定する作業船を自社所有しているか、所有者との備船協定を結んでいることを書面で証明することができる者であること。		
			施工環境監理者	施工環境監理者の資格を有する者を配置すること。 施工環境監理者とは、次の(ア)又(イ)はを満たす者をいう。 (ア) 技術士若しくは技術士補のうち水産部門(水産土木)の資格を有する者 (イ) 水産工學技士(水産土木部門)認定試験に合格し水産工學技士として登録した者 なお、施工環境監理者は、現場代理人、監理技術者と兼ねることができる。		
			経営事項審査評定値	(ア) (イ)	入札開始日前現在で左記の(ア)に示す工種の経営事項審査における直近の総合評定値が、(イ)に示す点数以上にあること。	
			赤土等流出防止対策施工実績	対象期間	自 至	左記の期間内に元請けとして施工し、完成・引渡し完了した赤土等流出防止対策の施工実績を有すること。
				備考	施工実績の取扱いは、2-(11)備考に準ずる。	
(14)	取 扱 け 案 件 なし					

3 入札手続等

(1) 入札手続き	紙入札	本村は紙入札の為、入札会場を準備し執行します。			
(2) 設計図書の配布	期 間	自 令和8年9月7日 ～ 至 令和8年9月17日			
	配布方法	本村、ホームページからダウンロード			
	問合せ先	伊是名村役場 農林水産課	電話番号	0980-45-2004	
(3) 入札期日等	(紙入札)	日 時	令和8年9月24日（木） 13：15		
		場 所	伊是名村役場—大会議室 産業支援センター2階研修室		
	入札の方法	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。			
	紙入札時の注意事項	(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (2) 入札書、委任状には、この公告の記載に従い、工事名及び工事場所を記入すること。 (3) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)を必ず記入すること。 (4) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。			
(4) 入札の辞退等	都合により入札を辞退する場合は、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。 また、落札決定までの間に別の工事を落札したことにより、配置予定技術者を本工事に配置できなかった場合は、直ちに6-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続きが落札決定まで至った場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。				
(5) 落札候補者の選定及び事後審査の実施	開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）に対し、一般競争入札参加資確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、入札参加資格の確認を行う（以下「事後審査」という。）。 なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。 事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者が落札候補者として事後審査を行う。適格者が確認できた時点で、落札候補者以外の者の審査は行わないものとする。				
	通 知 日	令和8年9月25日（金） 17:00 まで(予定)			
(6) 審査にかかる申請書等の提出	提 出 期 限	令和8年9月29日（火） 17:00 まで			
	提出先	伊是名村字仲田1687番地22 伊是名村役場 農林水産課 0980-45-2004	提出部数	1部	
	提 出 方 法	原則、持参（先にメールにてPDF送付すること）			
(7) 落札者の決定方法	事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。				
(8) 本入札に係る資料の取り扱い	ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 イ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。 ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見つかった場合は、入札参加資格無しとなり、落札者となることはできない。 エ 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。 オ 申請書等に虚偽の記載があった場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 カ 提出された申請書等は、返却しない。				

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の 要否	○	免除（伊是名村契約規則第8条） ※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。
			以下により納付の必要あり。（伊是名村契約規則第8条） 入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。ただし、次のア、イに掲げる担保の提出があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとし、ウ、エの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。 ア 有価証券等 イ 金融機関の入札保証 ウ 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券 エ 金融機関又は保証事業会社との間で締結した契約保証の予約に係る証書 ※1 入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。 ※2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。 ※3 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。 なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア～エのいずれかに係る書類の提出のない者 (2) 入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合 また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。
(2) 契約保証金			契約を結ぼうとする者は、伊是名村契約規則第30条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

5 その他の事項

(1) 配置予定技術者の 確認	落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。	
(2) 入札の無効	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。	
(3) 支払条件	前 金 払	契約金額の40%以内
	中 間 前 金 払	伊是名村告示14号「伊是名村公共工事の中間前金払取扱要領」に基づく、請負契約書により
	部 分 払	同上
(4) 火災保険の要否	要 ・ (否)	
(5) 契約締結の時期等	(1) 議会議決を要する契約の為、落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書の案を提出すること。 (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。	
(6) 請負代金の変更等	本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。	
(7) 入札参加者の 遵守事項	入札参加者は、「伊是名村競争入札契約心得」、「建設工事請負契約約款」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。	

6 本公告に関する質問及び回答

(1) 上記(1)以外に 関すること	質 問 書 提 出 先	伊是名村字仲田1687番地22 伊是名村役場 農林水産課 電話：0980-45-2004 FAX： 0980-50-7011	
	問 い 合 せ 先	同上	
	提 出 期 間	令和8年9月7日（月）から 令和8年9月17日（木） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで	
	提 出 方 法	持参又はFAX ※FAXで提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。	
	回 答 方 法	質問に対する回答書は、以下の期間中、村ホームページに掲載する。	
	期 間	回答日から 令和8年9月18日（金） まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで	

7 苦情申し立て

(1) 入札参加資格がない と認められた者が その理由について 不服がある場合	入札参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対し、入札参加資格がないと認めた理由について、以下により説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申し立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
	提 出 期 限	入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
	提 出 先	伊是名村役場 農林水産課
	提 出 方 法	書面（様式自由）を持参すること。郵送又は電送（メールやFAX）は受け付けない。
(2) 再苦情申し立て	上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対し、再苦情の申し立てを行うことができる。 ア 再苦情申し立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口：伊是名村役場 農林水産課 受付時間：午前9時から午後5時まで	